

表5 幌延町国民健康保険財政調整基金

財政調整基金	24年度決算	25年度決算見込	26年度予算
基金繰入額	21,750千円	10,060千円	0千円
基金残高	21,050千円	11,010千円	11,020千円

図1 平成26年度幌延町国民健康保険特別会計予算

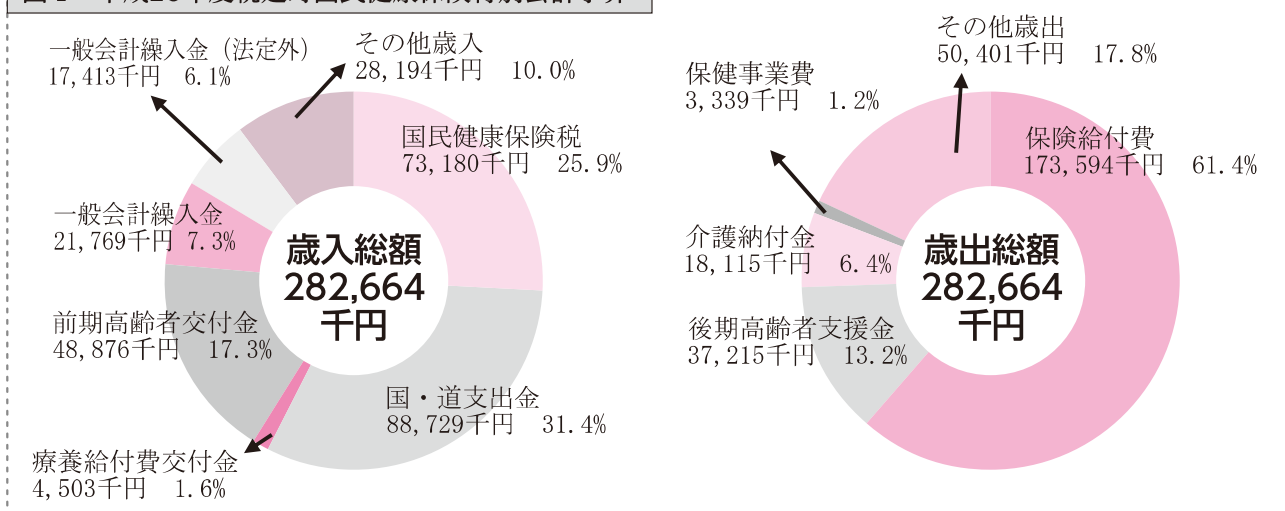


表5は、当町の財政調整基金の現状を示していますが、平成24年度、平成25年度ともに赤字補てんのため、基金を取り崩して運営してまいりましたが、平成26年度は不測の事態に備え、基金は取崩しせず、この水準を確保するとともに、被保険者皆さまの大幅な負担増にならないように一般会計から法定外繰入をして、歳入歳出のバランスを保つことにしました。

なお、平成26年度の国保税率などにつきましては、表6のとおり改正し、平成26年度税制改正で国が示した法定限度額への引き上げと、低所得者に対する保険税の2割・5割軽減判定所得基準を表7のとおり改正をしました。

加入者の皆さまには負担増となりますが、ご理解、ご協力をよろしく申し上げます。

表6 幌延町国民健康保険税率など比較表

区分		所得割 (%)	資産割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	賦課限度額	法定限度額
医療給付費	改正前	5.60	39.30	25,000	28,000	51万円	51万円
	改正後	5.80	39.30	26,000	28,000	51万円	
後期高齢者支援金等	改正前	1.70	8.70	5,000	6,000	14万円	16万円
	改正後	1.80	9.50	6,000	6,000	16万円	
介護納付金	改正前	1.00	6.30	7,000	6,000	12万円	14万円
	改正後	1.00	6.90	7,000	6,000	14万円	
合計	改正前	8.30	54.30	37,000	40,000	77万円	81万円
	改正後	8.60	55.70	39,000	40,000	81万円	

※所得割とは、総所得金額から33万円を控除（基礎控除）した額に率を乗じて得た額、資産割とは、固定資産税額（償却資産分除く）に率を乗じて得た額、均等割とは、加入世帯の人数に応じて課される額、平等割とは、加入する1世帯当たりに課される額です。保険税額は以上を合算して算出しますが、その合算額が賦課限度額を超える場合には、賦課限度額となります

表7 軽減判定基準の比較表

軽減区分	改正前	改正後
7割軽減	世帯の所得が33万円	世帯の所得が33万円 【変更なし】
5割軽減	33万円 + (24.5万円 × 世帯主を除く被保険者数)	33万円 + (24.5万円 × 被保険者数)
2割軽減	33万円 + (35万円 × 被保険者数)	33万円 + (45万円 × 被保険者数)

問合せ先 町民課生活環境グループ保険担当 電話 (5-1115) ・告知端末機 (5-8815)